会 議 録

会議の名称	第4期美幌町自治推進委員会(第5回)
開催日時	平成30年10月18日(木) 18時00分 開会 18時25分 閉会
開催場所	しゃきっとプラザ 会議室2
出席者氏名	大野委員、山野寺委員、大平委員、志布委員、村口委員、加藤委員、 疋田委員、熊﨑委員、伊藤委員、梅津委員
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	広島総務部長、小室政策担当主幹、伊藤政策担当主査、長尾政策担当
議題	1 自治基本条例の見直しに係る美幌町議会からの回答について2 答申について3 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	_
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	_
会議資料の名称	・自治基本条例の見直しに係る美幌町議会からの回答について・美幌町自治基本条例の見直し検討について(答申)・美幌町自治推進委員会からの参考意見一覧・逐条解説改正(案)
会議録の作成方針	□録音テープを使用した全部記録 ■録音テープを使用した要点記録
- HWAY - 11 WAY - 21	□要点記録

発 言 者	審議内容 (発言内容、審議経過、結論等)
広島総務部長(司会)	本日、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。時間になりましたので、ただ今より第5回目の第4期美幌町自治推進委員会を開催させていただきたいと思います。 町長からの諮問を受けまして、自治基本条例の見直しの必要性についてこの間協議をいただいたわけでございますが、概ね協議も終了したかと考えています。本日、当委員会としての答申に向けた協議をお願いしたいと考えていますけど、自治基本条例の改正の必要性に向けて精力的に協議をいただいたことに、まず、感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後におきましても、行政といたしまして自治基本条例を柱とした町づくりを進めて行きたいと考えていますし、今まで出されました意見を念頭に置きながら町民主体の町づくりを進めていきたいと考えておりますので、委員皆様方の今後のご協力についても、また、町政の参加についてもよろしくお願いしたいと思っております。それでは、皆さんお揃いになりましたので、村口会長の挨拶の後、議事に移りたいと思います。村口会長よりご挨拶をお願いします。
村口会長(司会)	皆さん改めましてお晩でございます。 今日は全員集まりましたので、良い意見が出ると思いますけど、短い時間ですが、質問等をしていただきたいと思います。 それでは、座って議題を進めたいと思います。 早速、議題に入りますけど、議題1「自治基本条例見直しに係る美幌 町議会からの回答について」、事務局よりご説明をお願いします。 議題 (1)自治基本条例見直しに係る美幌町議会からの回答について
長尾政策担当	はい。皆様、お疲れさまです。 それでは、「自治基本条例見直しに係る美幌町議会からの回答について」説明をさせていただきます。 こちらは、前回の会議におきまして皆様より質問がありました、議会側がなぜ条例の見直し、条文の追加について意見を出されたのかということと、議会基本条例制定の動きについて、議会がどれ位進めているか、その進捗状況についてお聴きしましたので、お伝えしたいと思います。それでは、書類番号1をご覧ください。こちらには、諮問委員会ということで、この推進委員会からの質問と議会からの回答内容について書かれております。 まず1番目、「何故、唐突にこの提案があったのか」「行政は議会に対してこの7項目を説明していないのか」という質問に対しまして、議会側からは、「行政側から、基本条例の議会の部分について問い合わせがあり、協議を行った結果、提案することになったもの」という回答でした。また、行政としては、「7項目、100%ではないが、説明は行っているとの認識」ということも伝えております。そのため、特段何か改定があったから思索をされたというまのではなく、全国、東教民側から議会の知るないと思えることになったもの、

たから提案をされたというものではなく、今回、事務局側から議会の部分について見ていただくようお願いしたため、提案をされたということ

続いて2番目、「当初、自治基本条例を作成した過程では、議会基本条例についても検討がなされていたが、議会の基本的事項を自治基本条例

とすることになった経緯がある。議会の議会基本条例の取り組み状況は どうなっているのか」という質問に対しまして、「議会での議会基本条例 は、現状では取り組んでいない状況」との回答でした。

以上で、「自治基本条例見直しに係る美幌町議会からの回答について」 の説明を終了します。

村口会長 (司会)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問ありますか。ありませんか。

熊﨑委員

議会基本条例の作成について、まだ取り組んではいない段階でこれから取り組む予定ということですか。

広島総務部長

協議はしていかないといけないだろうという認識は持っているということです。ただ、議員それぞれの思いの差もあるのはあるだろうと思われますけど、議会の基本条例についての制定の必要性について、協議は進めて行くという認識はある。

村口会長 (司会)

他に質問ありますか。無ければ、議題2の答申について事務局から説明をお願いします。

議題

(2) 答申について

長尾政策担当

議題2の「答申」について説明をさせていただきます。

書類番号2をご覧ください。こちらは2枚目にあります町長からの諮問、各条項が本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかということについて、この委員会において、条例の見直しが必要かどうかこれまで検討を行ってきました。その中で、前回の会議で委員会として、「条例を見直す必要はない」という結論に至りましたので、そのことについて答申を行いたいと考えております。また、「条例を見直す必要はない」と判断しましたが、これまでこの委員会において検討を重ねて来た中で、委員の皆様よりたくさんの意見をいただいておりますので、その意見を加えて、答申を行いたいと考えております。

それでは、この答申案の中身について説明させていただきます。

まず、美幌町自治基本条例の見直し検討について(答申)ということで、「平成30年7月4日付けで諮問のありました美幌町自治基本条例の見直しについて、下記のとおり答申します。」とあります。こちらは、先ほど説明しました、町長からの諮問に対して答申をするという旨を記載しております。

続いて、「平成26年に行った美幌町自治基本条例の見直しから4年が経過し、本委員会で2回目となる見直しを行いました。条例の見直しについては、美幌町自治基本条例第48条に基づき、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかについて慎重に審議を進めました。検討結果については、大きな社会情勢の変化は見られず、特段改正する要素が散見されないことから、基本的に『条例を見直す必要はない』との結論に至りました。なお、検討作業において条例の運用面で改善を要する課題等が出されたことから、次のとおり意見を付して答申します。」とあります。

こちらも先ほど説明しました、これまで検討を重ねて来た結論であります、「条例を見直す必要はない」ということと、委員の皆様からいただいた意見を付け加えて答申をするということが記載されております。

続いて、 $1 \sim 3$ には皆様よりいただきました意見を付けております。まず、「1 第12条(町民参加の基本)」の関係では、「町民が主体となった自治を進めていくために、町民が積極的に町政へ参加できるような仕組みを整えること。」とあります。こちらは書類番号の3をご覧ください。こちらには、この委員会においていただいた意見をまとめておりまして、No.1 の参考意見(概要)欄にあります、「町民が"積極的"に参加できるようにする」や、「町民も"できる限り"参加する。」といったような文言があったら良いのでは。という意見を基にこの答申案に付け加えております。

続いて、書類番号2に戻りまして、「2 第14条(町民参加の方法)」の関係では、「町民参加を求める際は、その趣旨や内容等を十分に周知した上で、より一層、町民からの意見を広く求められるよう努めること。」という意見を付しております。こちらは、また書類番号3に戻りますが、No.2の参考意見、「意見を言う際、真っさらな用紙に自分の意見を書くとなると中々難しい。そのため、意見とまでは言えないが、ちょっとしたことでも届けられるような、チェックを付けるだけで意見が反映できるような様式があれば意見を言いやすい。また、幅広く意見を求めるのであれば、町民に対してどう周知するか工夫が必要」という意見を基にしております。

再度、書類番号2に戻りまして、「3 第15条 (提出された意見等の取扱い)」の関係では、「意見公募 (パブリックコメント) の結果については、ホームページでの公表だけではなく、その公表方法について工夫し、町民へ広く周知するよう努めること。また、町民からの意見等に対する検討結果や結果の具体的な公表方法を明確にするよう、逐条解説の改正を検討すること。」という意見を付しております。こちらは、書類番号3、No.3、「町民皆に意見に対する回答を周知できるようにする等の文言があると良いのでは。具体的な文言を追加するとなると、広報、ホームページ、回覧等。」という意見や、「パブリックコメントの結果公表の方法について、町民に広く周知できるよう、公表の仕方を工夫してほしい。」という意見を基に付しております。

また、「町民からの意見等に対する検討結果や結果の具体的な公表方法を明確にするよう、逐条解説の改正を検討」とありますが、これにつきましては書類番号4をご覧ください。こちらは、これまでの会議において使用しています、この逐条解説の改正(案)となっております。まず今説明しました部分は、第3章町民参加、第15条、提出された意見等の取扱いの【解説・考え方】に赤字の部分、「そして、意見等に対しての検討結果及び結果を町ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表することとしています」というように、ただ公表するだけではなくその方法について付け加えております。

なお、いただいた意見には、広報での周知についても触れていますが、例えば、パブコメでの結果を広報に掲載するとなると、数ページに及ぶものもありますので、広報での周知は困難であると考えますが、例えば「何々についてのパブリックコメントの結果については、町ホームページで掲載しております。」という文言や、「役場情報コーナーにおいてご覧いただけます。」等の2~3行程度の掲載は可能と考えておりますので、このような形での周知を検討したいと思っております。

また、情報コーナーは役場にしか設けていないため、HPをご覧いただけない方については、役場に来てしか見るしかできないということから、例えば、情報コーナーを各公共施設に設置することができれば、「お近くの公共施設でご覧ください。」というような周知も考えられるため、その周知方法は役場内の推進委員会において検討させていただきたいと

思っております。

次に第9章から下の部分については皆様からいただいた意見による修 正ではございませんので後程説明させていただきます。

続いて、また書類番号2に戻りまして、4のその他には、「今回の見直し検討によって明らかとなった課題については、解決に向け必要な措置を講じていただくことを求めます。また、今後も基本理念である「町民主体の自治の実現」に向けてご尽力いただくことを願います。」ということで、上記1~3で述べた意見でもありますこれらの課題について、適切に対処し、今後も力を注いでほしいということを記載しております。

こちらが答申書の案となっておりまして、この答申書を次回の会議に おいて町長へ直接お渡したいと考えております。

以上で、この答申案についての説明を終了しますので、よろしくお願いいたします。

村口会長(司会)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問ありますか。

質問が無いようですので、この答申案に基づいて、答申をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

長尾政策担当

それでは、先ほど飛ばしていました、書類番号4の続きから説明をさせていただきます。

これから説明させていただく部分については、先ほどお話しましたとおり、委員の皆様からいただいた意見を基に修正したものではなく、事務局が確認して、今の状況と一致していないものについて修正を考えているものでございます。

まず、中段の第9章、行政運営の第36条、総合計画に関する部分の第4項ですが、こちらは前々回の会議において説明しましたが、現在の状況と合わせております。内容については、現在、第5期ではなく第6期の総合計画であり、基本構想は11年間、基本計画は前期3年間、中期4年間、後期4年間となっておりますので、修正を考えております。

次に、第13条第1項第2号の部分で、赤字で修正している部分に、具体には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」「自転車放置防止に関する条例」等が該当します。」とありますが、この赤字の部分、「自転車放置防止に関する条例」は、平成25年12月に「美幌町自転車等の放置防止に関する条例」が既に制定されておりますので、「他自治体で制定されている」とはならないため、この部分は削除したいと考えております。

なお、以前にもお伝えしましたが、条例及びこの逐条解説についても 役場職員に確認をいただいており、これらの他に意見等はございません でしたので、合わせてお知らせいたします。

以上で書類番号4の説明を終了いたします。

村口会長 (司会)

ただ今、事務局から説明がありました。ご質問ありますか。

質問が無いようですので、議題3「その他」について事務局から説明をお願いします。

議題

<u>(3)その他</u>

長尾政策担当

それでは、その他ということで、次回の会議についてお知らせをしたいと思います。

次回は、本日の会議の開催案内でもお知らせしましたとおり、11月5日(月)の18時から行いますのでよろしくお願いいたします。今お手元にある封筒の中に開催案内が同封されておりますので、後ほどご確認ください。

また、次回の会議は、本日ご確認いただきました答申(案)を以って、 答申させていただきます。当日の会議には、町長がおりますので、諮問 と同様、村口会長から直接答申書をお渡ししていただく形となりますの で、よろしくお願いいたします。

また、こちらも先日お知らせしましたが、次回の会議の後に懇親会を 予定しておりますので、ご参加の程よろしくお願いいたします。場所や 金額については検討中でありますが、次回の会議で使用する議案や資料 を送付する際にお示ししたいと考えております。現在、次回の会議の出 席は9名、懇親会は7名と予定しておりますが、参加できるようになっ た方や、参加できなくなった方がいる場合、事務局までご連絡願います。 以上でその他についての説明を終了いたします。

小室政策主幹

もう一度確認させていただきたいのですけど、この答申案ですけど、 今回は「条例を見直す必要はない」ということが1つ、「意見として3項 目プラスその他を入れて4項目」が皆様の意見ということでよろしいで すか。

一同

(はい。)

小室政策主幹

それではこれを、11月5日に町長に答申させていただくということで 今確認を取れましたので、このとおりで進めさせていただきます。

村口会長(司会)

答申等について説明がありましたけど、何か質問ありますか。 無ければ、全体を通してありませんか。

広島総務部長

1点だけ、書類番号1で説明させていただきました、議会からの提案があった内容についてですけど、「議長から町長への提案」ということで提出されておりますので、今回、町長から議会宛てに「条例の見直しの必要性はない」という回答をさせていただきたいと考えています。

まだ、回答内容は作成していませんけど、おそらく、町長へ答申が終わった後の提出になろうかと考えていますので、委員会の検討結果等を踏まえ「条例の改正の必要性はない」と判断をしたという旨の回答を文書で提出させていただきたいと考えております。文言の内容は変わるかもしれませんけど、正式な文書を以って議長から町長宛てに出された提案書なので、正式な文書を以って議長宛てに回答させていただきたいと考えていますので、合わせてご報告をさせていただきたいと思います。

村口会長 (司会)

今の総務部長の説明に何か質問はありますか。

質問も何も無いようですので、今回の会議はこれで終了したいと思います。

次回の11月5日に答申が予定されていますので、よろしくお願いします。当日は出来るだけ、答申書を町長に渡すので、全員来ていただければよろしいかなと思います。それを切にお願いして、今日は終わりたいと思います。お疲れ様でした。

7